

高速道路株式会社法施行令案

会社(高速道路株式会社法(平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。)
第1条に規定する会社をいう。以下同じ。)に道路の管理等の委託を行う者及び本州
四国連絡高速道路株式会社に長大橋の建設等の委託を行う者は、地方道路公社とする。
〔道路会社法第5条第1項第4号及び第5号口関係〕

外貨債務について政府が保証契約をすることができる会社は、東日本高速道路株式
会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社とする。〔道路会社法附
則第3条第1項及び第2項関係〕

会社が発行した債券等を失った者に交付する代わり債券等の発行に関する所要の手
続を定める。〔道路会社法第11条第2項及び附則第3条第2項関係〕

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令案

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)に出資す
ることができる地方公共団体は、次に掲げる地方公共団体とする。〔独立行政法人日
本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号。以下「機構法」とい
う。)第6条第3項関係〕

首都高速道路に係る出資 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市及び川崎
市

阪神高速道路に係る出資 京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市及び神戸市
本州四国連絡高速道路に係る出資 大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、
香川県、愛媛県、高知県、大阪市及び神戸市

会社に対する無利子貸付けの財源となる出資金又は補助金の出資又は交付に係る地
方公共団体は、次に掲げる地方公共団体とする。〔機構法第12条第1項第4号及
び第6号関係〕

首都高速道路に係る出資金及び補助金 上記 の地方公共団体

阪神高速道路に係る出資金及び補助金 上記 の地方公共団体

貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入は、道路法(昭和27年法律
第180号)等の規定に基づく占用料、連結料、負担金、手数料及び納付金並びにそ
の他の収入とする。〔機構法第17条第1項関係〕

貸付料等により償う機構の業務に要する費用等は、機構法第12条第1項の業務に
要する費用及び高速道路勘定における機構法第31条第2項の資本金に相当する額の
積立金の積立てに要する費用とする。〔機構法第17条第1項関係〕

機構法第17条第1項の貸付料の額の基準は、機構法第15条第1項に規定する認可業務実施計画の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る貸付期間における貸付料の額の合計額が、当該貸付期間における上記の収入の合算額と併せて、当該貸付期間における上記の費用の合算額に見合う額となるものであることとする。〔機構法第17条第2項関係〕

本州四国連絡高速道路に係る資本金の取扱いについて、「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」(平成15年12月22日政府・与党申し合わせ)を踏まえ、所要の事項を定める。〔機構法第17条関係〕

鉄道施設の利用料の額の基準は、毎事業年度の当該鉄道施設に係る租税及び管理費の合算額に相当する額として国土交通大臣の定めるところにより算定した額であることとする。〔機構法第18条関係〕

日本高速道路保有・債務返済機構債券(以下「機構債券」という。)の形式、発行の方法、機構債券申込証、機構債券の成立及び払込み、債券の発行及び記載事項、機構債券原簿、機構債券発行の認可、代わり債券の発行等機構債券に関する所要の事項を定める。〔機構法第22条第2項及び第8項関係〕

中期計画について国土交通大臣が認可をしようとする際に意見を聴取する地方公共団体は、次に掲げる地方公共団体とする。〔機構法第27条第2項関係〕

首都高速道路に係る部分 上記の地方公共団体

阪神高速道路に係る部分 上記の地方公共団体

本州四国連絡高速道路に係る部分 上記の地方公共団体

機構を国の行政機関とみなして準用する法令の規定として、行政代執行法、不動産登記法その他の法令の規定を定めるとともに、所要の読替え規定等を定める。〔機構法第29条関係〕

機構の主たる事務所を経過措置として東京都に置く期限を平成27年9月30日とする。〔機構法附則第2条関係〕

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令案

機構に引き継がせるよう基本方針(公団(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号。以下「施行法」という。)第6条第1項に規定する公団をいう。以下同じ。)の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針をいう。)に定めなければならない資産、債務その他の権利及び義務は、機構法第12条の業務に該当する業務に係る資産、当該資産に対応する債務その他所要の権利及び義務

務とする。

会社及び機構が公団から承継する資産に係る評価委員は、財務省の職員、国土交通省の職員、会社の役員（設立委員）、機構の役員（設立委員）、出資地方公共団体の推薦者及び学識経験者につき国土交通大臣が任命することとするほか、議決方法等所要の事項を定める。〔施行法第15条第4項関係〕

国が承継する会社の株式に係る権利の一般会計又は道路整備特別会計への帰属の方法を定める。〔施行法第15条第6項関係〕

公団が解散した場合における解散の登記の嘱託に関する事項を定める。〔施行法第15条第12項関係〕

管理有料高速道路（施行法第13条第4項第2号に規定する管理有料高速道路をいう。以下同じ。）に係る料金の額の基準については、改正前の道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）の関係規定は、なおその効力を有するものとし、料金の徴収期間の基準については、会社成立の日から起算して20年を超えてはならないこととするとともに、管理有料高速道路に係る道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特別措置法」という。）等の適用についての所要の読替えを行う。〔施行法第26条第1項及び第2項関係〕

会社成立の際現に公団が建設し又は管理を行っている高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設のうち、会社はその成立の日において、連結許可を受けたものとみなされる施設は、道路の区域外に存する施設とする。〔施行法第34条第1項関係〕

電波法、河川法等の適用についての所要の経過措置及び日本道路公団法等の廃止等に伴う所要の経過措置を定める。〔施行法第36条関係〕

道路債券令等を廃止するとともに、これに伴う所要の経過措置を定める。〔施行法第36条関係〕

道路整備特別措置法施行令の一部改正

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号。以下「整備法」という。）第1条の規定により特別措置法が改正されたことに伴い、以下の事項を内容とする道路整備特別措置法施行令の一部改正を行う。

料金により償う高速道路等の管理に要する費用は、維持に要する費用及び当該維持に係る事務取扱費、修繕（機構が会社から債務引受するものを除く。）に要する費用及び当該修繕に係る事務取扱費、これらの費用の財源に充てるための社債又は借入金の利息の支払に要する費用その他所要の費用とする。〔特別措置法第23条

第1項第1号関係]

会社管理高速道路に係る料金の額の基準は、協定の対象となる高速道路ごとに料金の徴収期間において会社が徴収する料金の合計額が当該高速道路に係る道路資産の貸付期間において会社が機構に支払う貸付料の合計額及び当該徴収期間において必要となる当該高速道路の管理に要する費用の合計額の合算額（割増金、負担金その他の高速道路事業に係る料金以外の収入を得たときは、当該収入額に相当する額を当該合算額から控除した額）に見合う額となるものであること、全国路線網高速道路及び地域路線網高速道路以外の会社管理高速道路にあっては、このほか、道路の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少等道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費等について通常節約することのできる額を超えないものであること等所要の事項を定める。〔特別措置法第23条第2項関係〕

公社管理道路、有料道路管理者が管理する道路その他の有料道路に係る料金により償う当該道路の管理に要する費用の範囲、料金の額の基準等について所要の規定の整備等を行う。〔特別措置法第23条第1項及び第2項関係〕

料金の徴収期間の基準は、当該道路の構造及び工法その他当該道路の状況に照らして適切なものであること、地方道路公社の維持管理有料道路に係る道路にあっては当該道路の料金の徴収期間の満了の日が法第15条第1項の許可の日から起算して45年を超えないものであることとする。〔特別措置法第23条第4項関係〕

会社管理高速道路及び公社管理道路に係る占用料及び連結料の額及び徴収方法並びに手数料及び延滞金に関する道路法施行令（昭和27年政令第479号）等の関係規定の適用についての所要の読替えを行う。〔特別措置法第33条、第34条第1項、第36条及び第45条関係〕

特別措置法第54条第1項の規定により適用があるものとされた道路法及び高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用について所要の読替えを行う。〔特別措置法第54条第1項関係〕

その他所要の規定の整備を行う。

道路法施行令の一部改正

整備法第2条の規定により道路法が改正されたことに伴い、以下の事項を内容とする道路法施行令の一部改正を行う。

連結許可に係る連結位置に関する基準は、自動車専用道路の構造及び交通の状況その他当該自動車専用道路及びその周辺の状況を勘案して、当該施設の連結によっ

て自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのない位置であることとする。〔道路法第48条の5第2項第2号関係〕

連結料の額の基準は、利便施設等（道路法第48条の4第2号に掲げる施設をいう。以下同じ。）又はこれに係る通路等が自動車専用道路と連結する場合と連結しないものとした場合との地代の差額に相当する額及び自動車専用道路の追加管理費用額の合計額の範囲内であって、当該追加管理費用額を下回らないものであり、かつ、利便施設等の規模及び用途その他当該利便施設等の状況に応じて公正妥当なものであることとする旨定める。また、連結料は納入告知書等により徴収するものとする。〔道路法第48条の7第2項関係〕

その他所要の規定の整備を行う。

高速自動車国道法施行令の一部改正

整備法第3条の規定により高速自動車国道法が改正されたことに伴い、以下の事項を内容とする高速自動車国道法施行令（昭和32年政令第205号）の一部改正を行う。

国土交通大臣が高速自動車国道の新設又は改築に関する整備計画を定め、変更しようとするときに国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならない事項は、高速自動車国道法施行令第2条第1項第1号から第5号までに掲げる事項とする。ただし、第4号に掲げる事項（連結位置及び連結予定施設）にあつては、国土開発幹線自動車道建設法施行令第1条第5号の連結地に係るものに限るものとする。〔高速自動車国道法第5条第4項関係〕

高速自動車国道と連結することができる施設として高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設等が追加されたこと等に伴う所要の規定の整備等を行う。

地方自治法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う。

日本道路公団等民営化関係法施行法の施行期日を定める政令案

施行法の施行期日は、平成17年10月1日とする。

高速道路株式会社法施行規則案

道路法第48条の2第2項の規定により自動車専用道路の指定を受けた道路の部分と一体的な管理を行うことが必要と認められる歩道、自転車道その他の道路の部分を道路会社法第2条第2項第2号に規定する自動車専用道路等を含むものとする。〔道路会社法第2条第2項第2号関係〕

新株・新株予約権・新株予約権付社債の発行の認可の申請、事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路に係る事業の認可の申請、高速道路の管理等の事業以外の事業の届出、代表取締役等の選定等の決議の認可の申請、事業計画の認可等の申請、社債募集の認可の申請、資金借入れの認可の申請、定款変更の決議の認可の申請、利益の処分又は損失の処理の決議の認可の申請及び合併、分割又は解散の決議の認可の申請に関し、申請書の記載事項、認可手続等所要の事項を定める。〔道路会社法第3条、第5条第4項及び第5項、第9条、第10条、第11条並びに第13条関係〕

会社が機構と協定を締結しようとするときは、機構と共同しての省令に規定する書類を作成しなければならないこととする等協定の締結に関する所要の事項を定める。〔道路会社法第6条第1項関係〕

会社が譲渡し、又は担保に供しようとする際に国土交通大臣の認可を受けなければならない重要な財産は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及び鉄道施設の管理に伴い譲渡し、又は交換する不動産以外の財産であって、その帳簿価額が3億円以上のものとするとともに、当該認可の申請に関し、申請書の記載事項及び認可手続を定める。〔道路会社法第12条関係〕

会社は、職制、定員その他組織に関する規程、給与に関する規程、退職手当に関する規程、旅費に関する規程、物品の取扱いに関する規程並びに会計及び財務に関する規程を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。〔道路会社法第15条関係〕

道路会社法第16条第2項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める。〔道路会社法第16条第2項関係〕

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令案

業務方法書に記載すべき事項として、機構法第12条に規定する業務の方法に関する事項、業務の委託に関する基準、競争入札その他契約に関する基本的な事項その他機構の業務の執行に関して必要な事項を定める。〔独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第2項関係〕

中期計画の認可の申請に関し申請書の記載事項及び申請手続を定めるとともに、中期計画に記載する機構の業務運営に関する事項を定めるほか、年度計画の記載事項並びに年度計画の変更の届出及び各事業年度に係る業務の実績に関する独立行政法人評価委員会の評価の手続を定める。〔通則法第30条第1項及び第2項第7号、第31条第1項並びに第32条第1項関係〕

国土交通大臣に提出する中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならないものとするとともに、中期目標に係る業務の実績に関する独立行政法人評価委員会の評価の手続を定める。〔通則法第33条及び第34条第1項関係〕

機構の会計の原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする事、独立行政法人会計基準は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする事、機構が会社から取得した道路資産の取得価額その他所要の事項を定める。〔通則法第37条及び第50条関係〕

機構が毎事業年度作成し、国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする事とともに、財務諸表の閲覧期間は5年とする。〔通則法第38条第1項及び第4項関係〕

短期借入金及び長期借入金の認可の申請並びに返済計画の認可の申請に関し、申請書の記載事項及び認可手続を定める。〔通則法第45条並びに機構法第22条及び第24条関係〕

金銭信託による余裕金の運用については、当該金銭信託につき元本の補てんの契約が締結される場合に限り行うことができる。〔通則法第50条関係〕

機構が譲渡し、又は担保に供しようとするときに、国土交通大臣の認可を受けなければならない重要な財産は、鉄道施設の管理に伴い譲渡し、又は交換する不動産以外の財産であって、その帳簿価額が3千万円以上のものとする事とともに、当該認可の申請に関し、申請書の記載事項及び認可手続を定める。〔通則法第48条第1項関係〕

機構が会社と協定を締結しようとするときは、会社と共同して次に掲げる書類を作成しなければならないこととする等協定の締結に関する所要の事項を定める。〔機構法第13条第1項関係〕

- ・工事計画書
- ・平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面
- ・会社及び機構の収支予算の明細
- ・貸付料及び貸付期間並びに料金及び料金の徴収期間算出の基礎を記載した書類

- ・推定交通量及びその算出の基礎を記載した書類

協定に定める事項は、機構法第13条第1項第1号から第7号までに掲げる事項のほか、次に掲げるものとする。〔機構法第13条第1項第8号関係〕

- ・会社による高速道路の管理の適正な水準の確保に関する事項
- ・会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための機構の助成に関する事項
- ・協定の変更その他必要な事項

業務実施計画に定める事項は、機構法第14条第1項第1号から第7号までに掲げる事項のほか、次に掲げるものとする。〔機構法第14条第1項第8号関係〕

- ・会社による高速道路の管理の適正な水準の確保に関する事項
- ・会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための機構の助成に関する事項

業務実施計画に係る認可の申請の添付書類は、協定その他所要の書類のほか、全国路線網に属する高速道路に係る業務実施計画にあっては、高速自動車国道及び高速自動車国道と交通上密接な関連を有する高速自動車国道以外の高速道路ごとの収支予算の明細を記載した書類とする。〔機構法第14条第3項関係〕

退職金支払確保契約に関する業務等に関する基金（以下「基金」という。）の運用方法として認められるものは、国債等の有価証券の取得、金融機関への預金又は郵便貯金のほか、信託業務を行う金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものとするとともに、基金は、毎事業年度、離職見込者の退職のときの特定事業主に対する給付として支払った金額を減じ、特定事業主が機構に掛金として納付した金額及び運用収入を加え、損益計算を行うものとする。〔機構法第20条第2項第3号及び第3項関係〕

積立金の処分に係る国土交通大臣の承認の申請の添付書類を定める。〔機構法第21条関係〕

機構を国の機関とみなして準用する勅令及び政令以外の命令の規定として不動産登記規則の規定を定める。〔機構法第29条関係〕

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び国土交通省関係省令の整備等に関する省令案

実施計画について、業務の種類に応じて適切な方法により業務の範囲を記載すること等その記載方法に関する所要の事項を定めるほか、設立委員が定める供用約款の認可の申請、暫定協定の策定、管理有料高速道路の料金の徴収期間の認可の申請の添付

書類に関する所要の経過措置を定める。〔施行法第3条第2項、第14条第1項、第24条第1項、第26条第3項関係〕

日本道路公団法施行規則等を廃止する。

道路整備特別措置法施行規則の一部改正

整備法第1条の規定により特別措置法が改正されたことに伴い、以下の事項を内容とする道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）の一部改正を行う。

会社管理高速道路、公社管理道路、指定都市高速道路、有料道路管理者の管理する有料道路に係る許可等の申請の添付書類を定める。〔特別措置法第3条第2項、第10条第2項、第11条第2項、第12条第2項、第13条第2項、第18条第2項及び第19条第2項関係〕

会社管理高速道路の許可に係る新設又は改築の工事の内容の変更のうち、届出により行うことのできるものは、工事予算並びに工事の着手及び完成の予定年月日とする。〔特別措置法第3条第6項関係〕

会社は、供用約款の認可を受けようとするときは、実施予定期日等を記載した申請書に供用約款を添えて国土交通大臣に提出しなければならないこととするほか、供用約款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。〔特別措置法第6条第1項関係〕

- ・料金の徴収に関する事項
- ・会社の責任に関する事項
- ・通行者又は利用者の責任に関する事項
- ・供用の拒絶に関する事項

会社等（会社又は地方道路公社をいう。以下同じ。）又は有料道路管理者は、料金の徴収を確実にを行うために定める料金の徴収施設及びその付近における車両の通行方法に係る認可を受けようとするときは、当該通行方法を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。〔特別措置法第24条第3項関係〕

国土交通大臣は、上記の申請書に記載された通行方法が次に定めるものである場合に限り認可をするものとする。〔特別措置法第24条第3項関係〕

一般車専用の料金の徴収施設の場合、通行車両は所定の場所で一時停止し、かつ、料金の徴収又は通行券の交付若しくは確認の後に係員が発進を承諾し又は開閉棒等が発進することができる旨を表示するまでの間は発進してはならないこと。

E T C車専用の料金の徴収施設の場合、E T C車以外の通行車両は、当該施設を通過してはならないとともに、E T C車は、表示に従い徐行又は一時停止して

通過しなければならないこと。

E T C車・一般車共通の料金の徴収施設の場合、E T C車以外の通行車両はの通行方法、E T C車は の通行方法とすること。

閉鎖施設の場合、通行車両は、通過してはならないこと。

認可を受けた通行方法の公告又は公示の方法は、会社等にあつては会社等の定款に定める方法とし、有料道路管理者にあつては当該地方公共団体の長の定める方法とする。〔特別措置法第24条第4項〕

会社等に係る料金の額及び徴収期間の公告の方法は、会社等の定款に定める方法とする。〔特別措置法第25条第1項〕

会社が、高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入ろうとするときに、携帯し、又は関係人の請求があつた場合に呈示しなければならないその身分を示す証票の様式を定める。〔特別措置法第44条第3項関係〕

その他所要の規定の整備を行う。

道路法施行規則の一部改正

整備法第2条の規定により特別措置法が改正されたことに伴い、以下の事項を内容とする道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）の一部改正を行う。

自動車専用道路への連結許可を受けようとする場合の申請書の記載事項及び添付書類、連結施設の構造に関する技術的基準、連結許可を受けた施設の構造を変更しようとする際に許可を要しない軽微な変更、連結施設の構造についての変更の許可を受けようとする場合の申請書の記載事項及び添付書類、連結許可等に係る施設の維持管理に関する基準並びに連結料の地代の差額に相当する額の算定方法について、現行の高速自動車国道法施行規則を参考にして定めるほか、所要の規定の整備を行う。〔道路法第48条の5第1項、第2項第2号及び第3項、第48条の6並びに第48条の7関係〕

上記のほか、建設業法施行規則その他の国土交通省関係省令の規定の整備を行う。

高速道路事業会計規則案

会社は、一般に公正妥当であると認められる会計の原則に従うこと等の原則によってその会計を整理しなければならない。〔道路会社法第14条第1項関係〕

会社の営業年度は、1年とし、その始期は4月1日とする。〔道路会社法第14条

第 1 項関係]

勘定科目の分類は、流動性配列によることとするとともに、貸借対照表及び損益計算書の主要部分を事業の種類別に区分するものとする。〔道路会社法第 14 条第 1 項関係〕

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書、固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細表等の様式を定める。〔道路会社法第 14 条第 1 項関係〕

会社が高速道路の新設、改築等のために取得等をした道路資産であって未だ機構に引き渡しがされていないものを流動資産に整理するものとする。〔道路会社法第 14 条第 1 項関係〕

機構による重畳的債務引受の対象となった債務は、貸借対照表から除外し、その金額を注記するものとする。〔道路会社法第 14 条第 1 項関係〕

会計の整理に当たっての道路会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業並びにこれに附帯する事業とその他の事業との区分の方法等について定める。〔道路会社法第 14 条第 2 項関係〕

その他所要の規定の整備を行う。